

論題 繰延資産の新たな局面

浦野 晴 夫

- § 1 問題の所在
- § 2 研究開発費の回収
- § 3 ソフトウェアの開発費用
- § 4 無形資産としての繰延資産
- § 5 繰越欠損金の資産性

キーワード：研究開発費、ソフトウェア、無形資産、無形固定資産、
繰延税金資産、繰越欠損金、将来減算一時差異

§ 1 問題の所在

資産を、「過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源」（国際会計基準委員会「財務諸表作成表示の枠組み」1989年《以下「枠組み」という》、パラグラフ49(a)。）と定義する資産負債アプローチ（＝財産法）は、研究開発費を、「発生時には将来の収益を獲得できるかどうか不明であり、また、研究開発計画が進行し、将来の収益の獲得期待が高まったとしてもその獲得が確実であるとはいえない」ので、「発生時に費用として処理する」とする「意見書」（企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準」（平成10年3月13日、以下、「意見書」という。）ももたらした。しかし、この「意見書」は、昭和37年の改正商法が企業会計原則の要請に応じて規定した試験研究費や開発費等を根底から修正する性格を有しており、企業会計原則の基本的な理念であった費用収益対応の原則（＝費用収益アプローチ）を根底から揺さぶっている。ちなみに、財産法は、開業準備費や株式発行費、社債発行費等の繰延資産化も困難にするから、商法上繰り延べることができる支出は結局、昭和37年改正前に「必要悪」的に認められていたものだけになってしまうようにも思われる。

こうして、期間損益計算として確立した近代会計理論上の損益法（費用収益アプローチ）を象徴する繰延資産は否定される傾向が強くなってきたが、今度は、繰延税金資産のような特殊な「繰延資産」が登場し、そこでは将来の減税という特殊な効果（＝経済的便益の「流入」ないしその

「回収可能性」)が注目され、繰越欠損金などもこれに該当するとされるようになってきている^(注1)。しかし、欠損金の繰越控除の「権利」としての「資産」化の意義は一般投資家への投資情報の提供という程度に止まるが、国際会計基準に基づいて作成される財務諸表の目的には、投資情報の提供だけではなく「企業活動の規制や課税政策の決定、国民所得統計等の作成、影響する公衆への情報の提供」(「枠組み」、前書き、パラグラフ9(f)および(g))も挙げられているので、投資家だけを考えるのは一面的なように思われる。

ところで、機械設備等(有形固定資産)と特許権等(無形固定資産)の間には質的な違いがあるが、無形固定資産と繰延資産の間には質的な差違はないように思われる。けだし、機械設備等の場合は価格支配力がない限り一物一価の法則が支配する点で、早期の回収は意図したとしても難しい。ところが、特許権等は法律上の独占的な権利であるから価格にも影響を及ぼせる可能性(製品等の価格の押し上げ)は大きく、これに対しては市場外の規制が必要になってくると考えられる。換言すれば、無形固定資産というものは、暖簾(営業権)に代表されるように価格支配力に基づく「超過収益力」(同種事業の平均収益力に較べて超過する価値の創出能力^(注2))の対価であり超過利潤の資本還元額であるから、これには社会的な制約(独占禁止法等も含む。)が絶えず問題になってくる。そして、この点は、研究開発費についても類似したことが考えられ、研究開発に不可避な膨大な「空費」も結局は販売価格へ上乗せして回収が図られるから、そこでは、社会的な「公平」を求める要請との拮抗という問題も伴わざるを得ないように思われる。

ところが、「意見書」は、「一定の要件を満たすものについて資産計上を強制する処理を採用する場合には、資産計上の要件を定める必要がある」が、「実務上客観的に判断可能な要件を規定することは困難であり、抽象的な要件のもとで資産計上を求めることとした場合、企業間の比較可能性が損なわれる可能性がある」として、もっぱら投資家から見た「比較可能性」だけに焦点を当てている。しかし、企業会計上の「費用収益の対応」も消費者サイドからは「負担・利用の対

(注1) 日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(平成11年11月9日)は、「現在のわが国の法人税制の下では、税効果会計を適用した場合、一般的には将来加算一時差異が認識されるケースよりも、将来減算一時差異が認識されるケースの方が多し」とし、将来の税金負担額を軽減する効果のある将来減算一時差異または税務上の繰越欠損金等の繰延税金資産の「回収可能性」の判断に必要な「課税所得の十分性やタックスプランニングの存在等」の諸条件を詳細に検討している。そして、繰越欠損金についても「その繰越期間内にわたって将来加算一時差異の解消見込額及び課税所得の見積額を限度」としての繰延税金資産の計上としているのではあるが(第3項)、しかし、欠損金を計上しているような会社が、不確実性に彩られた現代社会において将来の「課税所得」を予想することに無理がないのかどうか、また、その無理があるからこそわが国の企業会計原則も「未実現収益はこれを認識しない」(P/L原則)としてきたのではなかったか、ということも考えてみなければならぬように思われる。

ちなみに、将来減算一時差異とは税法上損金算入が認められなかった費用が「前払法人税」と認識されそれが後年度に損金算入されて解消するというもので、法人税を費用と見る限りその「前払税」は「繰延資産」に擬制される。また、繰越欠損金も、収益から控除しきれない「支出」があったと擬制しその金額の「償却」によって「将来の課税所得」を減じると考えていくと、一種の逆転した形の特異な「繰延資産」的な面も浮かび上がってくる。そこで、本稿は、「繰延資産の新たな局面」と題してみたのであるが、いずれにしてもこうして、企業利益の国庫への分配(上納)に過ぎない法人税も企業からの流出として費用とし、その種の視点を自己運動させる情報会計の展開では、様々な局面で現象が本質と混同されてしまうように思われるのである。

(注2) 太田哲三『新稿会计学』、千倉書房、昭和44年、77頁。

応」と考えられるので、その「負担」についての社会的な要請（→需要側からの「公正妥当な価格」）という面への配慮もあってよいように思われる。

§ 2 研究開発費の回収

製品の総原価は製造原価と営業費（販売費と一般管理費）からなり「製品1単位あたりの総原価に利益（販売マージン）を加え」たものが販売価格となるが^(注3)、「意見書」はまず、「研究開発費には人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれる」とし、これらは「すべて発生時に費用として処理しなければならない」とする。そこで、研究開発費も販売価格によって回収されると考えると、これが特許権や著作権等の法律上の独占的な権利の基礎になる場合には、その即時「費用」化は、その権利等を利用して高価格を設定する可能性に結びついてくる。この点で、「原価計算基準」が財務費用を非原価項目とすることには「問題があるとしなければならない」^(注4)としてアメリカの原価計算基準審議会による原価計算基準の支払利子の原価算入（CAS § 414.40）を参考にする点などは重要な意味を持つように思われ、この問題は、繰延資産を即時「費用」化する議論でも、価格支配力を発揮し得る基盤との関係で考えられてよいことを示しているように思われる。

ところで、企業会計原則は、「将来の期間に影響する特定の費用」を「経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる」として商法上認められた創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費、試験研究費、建設利息を例示し、これ以外にも「その他の繰延資産」として「家屋等の賃借にかかわる権利金および立退料、公共的施設のための支出、製品の宣伝のために用いられる固定資産の贈与にかかわる支出等」を挙げ（「連続意見書第五」一・三・ト）、後者については商法と歩調を合わせて「投資その他の資産」の区分に記載されることになっている。

一方、法人税法は、繰延資産を、「法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう。」（法人税法第2条第25号）と定義し、企業会計原則に則りながら、企業会計原則以上に直接的な「費用収益の対応」を指示している。ちなみに、この定義は、「対価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用」（企業会計原則注解注15）とする定義よりも具体的であり、需要サイド（消費者＝社会）の立場も反映している。

この点で、平成12年4月1日からソフトウェアの税務上の資産区分を無形固定資産（法人税法施行令第13条第8号リ）としたことは、無形減価償却資産が、有形減価償却資産よりも繰延資産に近いことも示している。

(注3) 岡本 清『原価計算』（三訂版）、国元書房、昭和55年、28頁。

(注4) 番場嘉一郎「『原価計算基準』の課題」、『税経通信』Vol. 38/No. 2, 4頁。

§ 3 ソフトウェアの開発費用

従来（平成12年3月31日まで）の法人税基本通達8-1-7（以下、旧通達という。）は、ソフトウェアの取得に要する費用を、取得形態別に、①購入または外注制作の場合は資産に計上し、②自社制作の場合にはその制作に要した支出を即時費用とするとし、その資産計上されたものは5年間で均等償却されることにしていた。すなわち、「他の者からソフトウェアの提供を受け、又は他の者に委託してソフトウェアを開発した場合におけるその提供を受けるため、又は委託するために要した費用は、法人税法施行令第14条第1項第9号ハ《役務の提供を受けるための権利金等》に規定する権利金等に該当する」としていた。もっとも、旧通達では、（1）「法人が自らソフトウェアを開発するために他の者から技術者の派遣を受けた場合（実質的に当該他の者に開発を委託したと認められる場合を除く。）のその派遣を受けるために要した費用」と（2）「自ら開発したソフトウェアについて他の者にコーディングのみを行わせた場合のそのコーディングのために要した費用」はこれに該当しないと、技術者不足をカバーするためのいわゆる「人間リース」を受け入れたに過ぎないような人件費やソフトウェアを機械用語に翻訳するに過ぎないコーディング作業の開発費用などは、即時「費用」化されることになっていた。

しかし、そこで注目してみたいのは、「他の者から提供を受けるソフトウェアの購入代金」についても「他の者に委託して開発した場合におけるその提供を受けるための費用」についても、またその「委託するために要する費用」にも、その「費用」には「他の者」による「研究開発費」も含まれているということである。ちなみに、その故に旧通達は「ソフトウェアの開発費用」に関する通達と称されていたと思われるのであるが、それが平成12年4月1日以降は「開発費用」という部分を除いた「ソフトウェア」だけが無形固定資産となり、ソフトウェアの制作費からは「開発費用」を除く取扱が企業会計審議会の「意見書」によって要請されるため、ソフトウェアの取得価額からは、最も主要な部分と思われる「開発費用」が抜け落ちてしまったと考えられるのである。

ところで、旧通達では、自社で製作・開発するソフトウェアについては、自社利用のものも研究開発用のものも複写販売用のものも資産計上は不要であり、結果的には人件費等の期間費用で処理されており、他から購入・委託したものに限って5年間で償却する繰延資産とされていたが、平成12年4月1日からは、自社で製作・開発したものも含めて総て無形固定資産とされ、自社利用のものは5年均等償却、研究開発用や複写販売用のものは3年均等償却とされることになった。しかし、減価償却資産の取得価額には付随費用を含めてその取得に要した費用をすべて含めないと、税法が「公正な会計慣行」として受け入れた減価償却の理論は崩壊してしまう。ちなみに、国際会計基準第16号（1993年改訂）は、有形固定資産の評価にも回収可能価額（recoverable amount）までの評価減を謳って（56項）減価償却の理論を根底から揺さぶっているが、そのよう

な減価償却の「否定」論がわが国にも導入されると、税法の減価償却に関する規定は根底から揺さぶられてくる。とすれば、「ソフトウェアの開発費用」を「ソフトウェア」として無形固定資産に格上げしたものの、そこからソフトウェア取得の心臓部とも考えられるその開発費用を除くことが、果たして消費者も含むすべての人が「一般に公正妥当」と認める会計処理の基準ということになるのかどうかは、やはり問題にならざるを得ないように思われる。

ところで、「意見書」は、「研究開発目的のソフトウェアの制作費は研究開発費として処理されることになるが、研究目的以外のソフトウェアの制作費についても、制作に要した費用のうち研究開発に該当する部分は研究開発費として処理する」としている。ちなみに、ソフトウェアとは「コンピューターを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等」であるが、その開発には通常、膨大な試験研究を要し、「空費」も伴う。そこで、これらがまず費用とされ、研究開発目的のソフトウェアの制作費も研究開発費として費用処理され、さらに「研究目的以外のソフトウェアの制作費についても「制作に要した費用のうち研究開発に該当する部分は研究開発費として処理」されるようになったのであるが、しかし、開発費用を製作費用から峻別できるものかどうかはやはり問題になってくる。この点で、旧通達は「他社からの購入や委託」に限っていたとはいえ「ソフトウェアの開発費用」を繰延資産としていたが、「意見書」では「制作費」だけが抜き出されて「資産」となるに過ぎないから、ソフトウェアの「無形固定資産」化も、「開発費用」とされる範囲の拡大を通して、殆どの支出が「費用」処理される結果になってしまうのである。

すなわち、「意見書」は、研究開発費には該当しないソフトウェア制作費の会計基準を、販売目的のソフトウェアと自社利用のソフトウェアに区分し、前者（販売目的のソフトウェア）についてはさらに「受注制作と市場販売目的のソフトウェア」に区分し、その会計基準を次のように設定している。

(1) 受注制作のソフトウェア。請負工事の会計処理に準じる。

(2) 市場販売目的のソフトウェア

(イ) 最初に製品化された「製品マスター（＝複写可能な完成品）」が完成するまで制作活動が研究開発であるから、これは総て費用となる。

(ロ) 「製品マスター」または購入したソフトウェアの機能の改良・強化を行う制作活動のための費用は資産として計上される。

(3) 自社利用のソフトウェア

将来の収益獲得または費用削減が確実であるものはその取得に要した費用を資産としその利用期間で償却する。しかし、独自仕様の社内利用ソフトウェアを自社で制作する場合または委託により制作する場合には、将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められる場合を除き、費用として処理される。

この点で、日本公認会計士協会の「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（平成11年3月31日。以下「実務指針」と言う。）は、市場販売目的のソフトウェアの取扱において、そのすべてが費用とされる「最初に製品化された製品マスターの完成時点」までの支出という場合におけるその製品マスターの「完成時点」として、「①製品性を判断できる程度のプロトタイプが完成してことと②プロトタイプを制作しない場合は、製品として販売するための重要な機能が完成しており、かつ重要な不都合を解消していること」を挙げる。そして、製品マスターや購入したソフトウェアの機能の改良・強化を行う制作活動のための費用（＝製品マスター完成後の制作費）は原則としては「資産に計上する」としながらも、「ただし、著しい改良と認められる場合は、著しい改良が終了するまでは（上記のような意味での）研究開発の終了時点に達していないことになる」としてその「費用」化を要請している（第9項）。そのため、「終了時点に達していない」ということであれば、「改良費（→資本的支出）」の大半は消滅してしまうように思われる。

ところで、「新製品の計画・設計又は既存製品の著しい改良等のために発生する費用」として研究開発費は通常、一般管理費として計上されるが、しかし、「製造現場において研究開発活動が行われ、かつ、当該研究開発に要した費用を一括して製造現場で発生する原価に含めて計上している」場合もある。そこで、「実務指針」は、「当該製造費用の大部分が期末仕掛品等として資産計上される場合には、従来の繰延資産等として資産計上する処理と結果的に変わらないことになるため、妥当な会計処理とは認められないことに留意する必要がある」と強調し（第4項）、研究開発費の「費用」処理も、結局は、販売価格への転嫁によって「回収」されるものであることを明らかにしている。

ちなみに、このような視点からソフトウェアについては、委託によって制作した場合でも、将来の収益獲得または費用削減が「確実である」と認められるようにならないとすべて費用とされることになったのであるが、しかし、「費用削減効果」が確実な場合であれば逆に「費用」化しても技術革新による「超過利潤」で吸収できるので価格への転嫁は抑制できるであろうし、企業は、複写（コピー）可能な完成品（「製品マスター」）を完成するまでの制作活動の費用（研究開発費）もそのコピーの販売によって回収しなければならないから、その回収（販売価格）には研究開発に不可欠な「空費」も含まざるを得ないように思われる。とすれば、「空費」となるような試行錯誤費（研究開発費）を「費用」とするか「資産」とするかは、供給サイド（企業）からの「費用収益の対応」だけでなく、需要サイド（消費者＝社会）からの「費用（負担）・収益（利用）の対応」も考えられてよいように思われる。というのは、価格に影響力を持ち得る大企業を考えてみた場合、その研究開発費の即時費用化には、技術革新による費用削減の効果が販売価格に反映されず、社会に還元されなくなる可能性も考えなければならないように思われるからである。

§ 4 無形資産としての繰延資産

無形固定資産の償却は、投下資本（取得原価）の価値の移転を反映する機械設備等の減価償却とは著しく異なっていて、単に「権利の存続期間中に年々の超過利潤にその一部を負担せしめること、恰も前払費用を年度決算において費用に計上するのと同類」^(注5)と考えられ、内容的には超過収益（超過利潤）によって回収される「負担」とも考えられる点では無形資産（intangible assets）と称せられるべきものであろうし、回収という次元であればそこには前払費用も繰延資産も含まれてよく、それは単に期間損益計算上の技術的な区分に過ぎないとも言える。そこで、企業会計原則は、繰延資産を「すでに対価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用」とし、商法の示した繰延資産の外に「その他の繰延資産」（家屋等の賃借にかかわる権利金や立退料、公共的施設のための支出、製品の宣伝のために用いられる固定資産の贈与にかかわる支出等）も挙げ、これらを「その効果が及ぶ期間に合理的に配分する」（企業会計原則注解注15）としたのであってみれば、この指摘は、依然としてきわめて意義のある規定であったと考えられるのである。

この点で、法人税法は繰延資産を「支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの」と規定し、商法の認める繰延資産については社債発行差金を除き確定決算で資産に計上しない場合はその全額を償却（費用化）できるとしているが、それ以外の繰延資産については、その額を「支出の効果が及ぶ期間」で定額償却しなければならないとし（法人税法施行令第64条第1項第2号）、その償却期間を次のように定めている（法人税基本通達8-2-3）。

(イ) 公共的施設等の負担金

- (1) 便益を受ける公共的施設（道路、堤防等）の設置または改良のための支出。その施設等を負担者が専ら使用する場合、償却期間はその施設の耐用年数の70%相当で、それ以外の場合はその耐用年数の40%相当である。
- (2) 便益を受ける共同的施設の設置または改良のための支出。負担者で共同使用する場合その耐用年数はその施設の耐用年数の70%相当（土地の場合は45年）で、一般公衆も利用できるアーケード等の場合は5年（その施設の耐用年数が5年以下の場合はその耐用年数）である。

(ロ) 資産を賃借するための権利金等

- (1) 建物の新築時に支払う権利金等でその額が賃借部分の建設費の大部分に相当し、實際上建物の存続期間中賃借できる状況にあるものの償却期間はその建物の耐用年数の70%相当で、それ以外の権利金等で契約や慣習等により借家権として転売できるものの償却期間は、その建物の賃借後の見積残存耐用年数の70%相当、その他のものは5年（賃借期間が5年以下のものはその契約期間）である。

(注5) 木村和二郎『会計学研究』、有斐閣、昭和29年、226頁。

(2) 電子計算機その他の機器の賃借に伴って支出する費用の償却期間は、その機器の耐用年数の70% (それよりも短い契約で、更新の際に再び権利金等を支払う場合はその契約期間) である。

(ハ) 役務の提供を受けるための権利金等

ノーハウの頭金等。償却期間は5年で、契約の有効期間が5年未満で且つ契約更新の際に再び一時金または頭金を要する場合はその有効期間。

(ニ) 広告宣伝用の資産の贈与による費用。償却期間は、その資産の耐用年数の70%に相当する年数 (その年数が5年を超える時は5年)。

(ホ) その他自己が便益を受けるための費用

(1) スキー場のゲレンデ整備費用。償却期間は12年。

(2) 著作権の設定の対価。償却期間はその設定契約に定める存続期間 (存続期間の定めがない場合は3年)。

(3) 同業者団体等の加入金。償却期間は5年。

(4) 職業運動選手等の契約金等。償却期間は契約期間 (契約期間の定めがなければ3年)。

したがって、そこには、早期の回収を求める法人側の要請に対抗して、社会的に妥当な水準で投資の回収を要請する「費用の配分」論がその基盤にあると考えられ、その「費用配分」については、社会的な「公平」を追求する視点からも考えられてよいように思われる。

とすれば、減価償却資産とされたソフトウェアの取得価額が、「意見書」の趣旨に沿った制作費しか含まれないということには少なくとも「開発」が同時に「制作」の過程でもあるような場合が考慮されない点で、「自己の製作等」に要した減価償却資産の取得価額を構成する「原材料費、労務費及び経費の額」(法人税法施行令第54条第1項第2号)の中から「開発」にかかる部分だけを除くということには無理があるように思われる。もっとも、その償却期間を複写して販売するための原本は3年、その他のものは5年(耐用年数省令別表第三)、研究開発用のソフトウェアは3年(同別表八)とした点には昨今の著しい技術革新が反映しているが、しかし、そのことによって、ソフトウェア制作の根幹になると思われる「開発費用」を取り除くことは正当化し得るものではないように思われる。

§ 5 繰越欠損金の資産性

わが国の企業会計原則は、商法や税法に対し損益法の導入を迫り、商法は従来の債権者保護(資本充実原則)の立場では認め難かった擬制資産(開発費や試験研究費、開業費等の繰延資産)を容認して企業会計原則に妥協し、税法は、債務確定主義の立場から認め難かった引当金(特別修繕引当金や製品保証等引当金等)を許容する一方、同一事象に対する複数の処理法からの選択

に対しては「損金経理」を要請して課税の公平というその基本理念との調整を図った。そして、税法は、商法の認めた繰延資産については、社債差額（社債発行差金）を除き商法上の確定した決算に従って即時費用化も認めるがいわゆる「その他の繰延資産」については資産計上を強制し「支出の効果」が及ぶ期間で定額法償却を要請した。ちなみに、社債差額について商法は社債償還期限内の「均等額以上」の償却としているが、税法は、平成10年の税制改正以降、それまで証券取引法に規定する「不特定且つ多数の者に対し均一の条件」で募集（証券取引法第2条第3項）された社債などに認めていた任意償却を認めないことにし、その償却限度額を「当該事業年度の月数÷社債の償還期間の月数」に限定し、企業会計原則でいう「その効果が及ぶ期間に合理的に配分する」ようになった。

こうして、税法は、繰延資産や無形資産の「資産」化を押し進めてはいるが、他方、その展開では、商法上の「資本充実の原則」を犯さない配慮も行っており、会社の合併に際しては繰越欠損金を引き継げないようにしている。

すなわち、法人税基本通達4-2-18は被合併法人の繰越欠損金を合併法人において繰越控除することを認めておらず、そこでは、「被合併法人の諸資産のように経済的価値を有しないのであるから、一般にこれを合併当事者間が合併比率を考える場合にその評価対象としていないこと（むしろ、マイナス項目として考えていること）」^(注6)などが考えられてきている。ただし、「被合併法人の欠損金を無条件に認めることは、欠損法人の買い漁りなどの問題が生じ」（同上）、不当な租税回避行為を招くからである。もっとも、わが国の商法第103条は合併後存続する会社は「合併ニ因リテ消滅シタル会社ノ権利義務ヲ承継ス」としているので、「欠損金を繰越控除する権利」も承継されるとする考え方もあるようである。しかし、「これは、いわゆる権利というべきものではないであろう」し、「いずれにしても期待権であって、財産権として有しているものではない（く）、この意味では、当然に、商法上の権利として被合併法人の欠損金を合併法人に引き継ぐことは認められないと解すべきである」とされている（同上）。そこで、わが国の最高裁判決（昭43.5.2.最高裁第1小法定）も、合併法人は被合併法人の欠損金を引き継げないことを判示しているのであるが、昨今の会計基準論では、繰越欠損金も「将来の経済的便益をもたらす資源」（＝「繰延税金資産」）として「資産」の一翼を担うようになってきている。

そこで、この点では、繰越欠損金を偶発資産（contingent asset）として「商品」化する道を開いた1954年のアメリカ内国歳入法が譲渡会社から引き継げる項目の第1に純事業損失（net operationg loss→NOL）を挙げ（IRC § 381（c）（1））一定の条件の下に被合併（被買収）法人の純事業損失の引継を認めている^(注7)点が参考にされるようである。しかし、このように繰越欠損金の引継を認めることが、わが国の商法が基礎にしている資本充実の原則に適合するものかどうかきがきわめ

（注6）武田昌輔『会社合併の税務（三訂版）』、税務経理協会、昭和58年、120頁。

（注7）Income Tax Regulations, As of January 2, 1995, § 1.381（c）-1.

て重大な問題になってくる^(注8)。

ところで、アメリカでは企業の合併・統合・株式取得・資本構成変更等による会社組織の変更や破産に瀕した企業を救済するための会社更正などを組織変更 (reorganization) と呼んでいるが、アメリカの連邦最高裁は組織変更が非課税となる条件として、①投資家持分の継続性 (continuity of investor's proprietary interest)、②事業の継続性 (continuity of business enterprise)、③その取引の事業目的 (a business purpose for the transaction)、④一連の関連する取引が経済実態を反映する単一の取引へ収斂すること (the collapsing of a series of related transactions down into a single transaction that reflects their economic substance) を挙げている^(注9)。そこで、その条件を満たされると会社属性 (corporate attributes) が引き継がれ、その一環として合併等の場合にも被合併会社の租税属性 (tax attributes) が合併会社に引き継がれる^(注10)。例えば年度途中で合併が行われたような場合、「双方とも暦年基準の会社が1996年6月30日に合併するとして、被合併会社は1994年から200,000ドルの純事業損失 (NOL) を有し1996年1月1日に同年6月30日までの期間に60,000ドルだけNOLを控除したとすれば、合併会社は残る140,000ドル (=200,000ドル-40,000ドル) を控除できる」^(注11)。この場合、「買収法人が被買収法人の資産を100%買収しなくても、純事業損失の100%を繰り越す場合」もあるし、また「合併 (買収) 法人の被買収 (被買収) 法人からの純事業損失の引継限度額は、被合併 (被買収) 法人に純事業損失が発生した課税年度に関係なく、被合併 (被買収) 法人の課税上認められる純事業損失の総額となる」ともされている^(注12)。したがって、そのような法制のもとでは、例えば、「100万ドルの繰越欠損金を有する会社は税率が50%であるとする、50万ドルの偶発資産 (contingent asset) を有する会社として買収される」ことになり、「税法が合併を推進する」ことになるので^(注13)、ここに繰越欠損金は、減税という経済的便益を發揮する「資産」として市場に出回ることにもなってくる。しかし、「市場に出回る」ということになると、これは減税という「期待権」の枠を越え「財産権」として展開することになるわけであるが、「欠損金」の「資産」化は基本的に「資本の水増し」と考えられ、物的会社である株式会社にとって譲るわけにはいかない「資本充実の原則」に対する侵害になるように思われる。

ところが、昨今の会計基準は、わが国の法制では「経済的価値を有しない」としてその「引継」の対象にならない欠損金に対する「期待権」を、経済的便益を有する資産として一種の「財産権」

(注8) もっとも、アメリカの旧内国歳入法の場合でも、「1939年法では、繰越欠損金を合併法人に引き継ぐことは明確ではなく、……、ただ、被合併法人等の純損失を合併法人等において繰越控除することについては、明文はないが、繰越控除することはできないということが確立した解釈であった」(昭和36年3月13日、大阪地方裁判所判決。『リーガルベース [詳細印刷]』、文献番号003733、審査決定等取消請求事件) と考えられている。

(注9) Kramer, J. L., Pope, T. R., and Phillips L. C., *Pretice Hall's Federal Taxation* 1997, p. 7-44.

(注10) McCarthy, Crumbley, and Davis, *The Federal Income Tax*, 1981, pp. 20-56~57. See also. CCH, 1993 U. S. Master Tax Guide, ¶ 2281.

(注11) Kramer, et al., *op. cit.*, pp. 7-46~47.

(注12) 成道秀雄稿「米国税法上の非課税たる合併・買収による組織再編の規定」『合併会計をめぐる米国財務会計基準の動向』(財)企業財務制度研究会 (COFRI)、第5部第2章、1996年、520~521頁。

(注13) Raby, William L., *The Income Tax and Business Decision*, 4th ed. 1978, p. 348.

に変える要請を持つようになってきている。こうして、情報会計は、一方では旧商法上の財産法への復帰に近い形で「費用配分論」を大幅に否定しながら、他方では、利益に課される法人税を利益の上納（＝利益処分）ではなく費用の発生と捉え、繰越欠損金を「資産」化して「収益に対応する費用」を認識するという新たな「損益法」を展開してきている。ちなみに、この点は、繰越欠損金とともに現在、その急増が注目されている「将来減算一時差異」による繰延税金資産を認識する税効果についても当然考えられる。「将来減算一時差異」とは、税務で損金算入が否定されたことからその分を前払法人税（繰延税金資産）として計上しておき、後にその損金算入が認められた段階で「繰延税金資産」が解消され法人税が減じられるというその税効果を認識するというものであるが、その「資産」性は、将来の「課税所得の十分性やタックスプランニングの存在等」によって、「繰延税金資産の回収可能性が判断される」^(注14)とされている。

こうして、企業会計の論理は今では投資情報の提供をその中心におくようになってきたようであるが、しかし、「企業会計の本質は企業の成果を計算することである」^(注15)と考えられる。とすれば、「企業の成果（＝利益）」の情報が、企業が資金を調達するために株式市場等に提供する場合と、その「成果」に課される法人税の基礎となる課税所得とで違ってよいはずはなく、どちらにとっても納得できるものが正しい「情報」であり、そのような「情報」の提供こそが、現在でもなお求められているように思われるのである。

とすれば、欠損金に対する「期待権」まで経済的便益を有する「資産」とする情報の提供には、世界の金融市場に君臨するジョージ・ソロス氏が、「株式市場が報告利益の最大化を追求する経営者を支持するようになっているアメリカに較べ、ヨーロッパでは企業は伝統的に社会的イメージにおいても会計報告においても利益を目立たせないようにしてきた」が、そのヨーロッパでも「グローバル競争の圧力によって財務強化の圧力が強まり、資本調達のためにも買収の手段としても（→低い株価は買収される魅力となる。）株価が重要になってきている」^(注16)としている「公表」会計における資本調達上の政策的な要請によるところが大きいように思われる。ちなみに、これを企業会計に固有な適正な期間損益計算としての「企業の成果（＝利益）」を求めるという原点から考えてみると、本来の企業の成果（利益）からはかなり遊離した情報の提供になってくるように思われるのである。

(注14) 日本公認会計士協会「繰延税資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」、平成11年11月9日。

(注15) 前掲・太田『新稿・会计学』、12頁。

(注16) Soros, George, *The Crisis of Global Capitalism: Open Society Endangered*, 1998, Public Affairs, New York, p. 115. 大原進訳『グローバル資本主義の危機——「開かれた社会を」求めて』、1999年、日本経済新聞社、183～184頁。